

令和3年度第2回 横浜市いじめ問題専門委員会

日 時	令和3年5月20日(木) (議題1) 18:00~19:05 (議題2) 19:10~20:55
場 所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
出席者	(議題1) 渥美義賢、石野百合子、磯崎仁太郎、岡本将太、影山秀人、近藤昭一、片山里美、栗山博史、清水尚子、辻孝弘、西村哲雄、別府政行、山田剛史、芳川玲子(14名) (議題2) 渥美義賢、石野百合子、磯崎仁太郎、岡本将太、影山秀人、近藤昭一、片山里美、栗山博史、清水尚子、高橋雄一、辻孝弘、西村哲雄、別府政行、山田剛史、芳川玲子、毛塚衛、田口幸子(17名) ※毛塚衛臨時委員、田口幸子臨時委員は担当事項の調査審議にのみ出席
欠席者	(議題1) 高橋雄一(1名) (議題2) なし
開催形態	(議題1) 公開 傍聴人:0人 報道関係:0人 (議題2) 非公開
議 題	1 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の取組状況について【公開】 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】
議事及び決定事項	審議にあたり、影山委員長が会議について、議題1の公開、議題2の非公開を確認した。 会議録の確認者を清水委員に決定。 1 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の取組状況について【公開】 (1) 教育委員会からの諮問について確認した。 (2) 委員から意見が出され、それを基に意見書案としてまとめることを確認した。 2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】 (1) 調査の状況について、共有した。 (2) 調査の進め方等について、審議した。
議 事	1 開会 ・審議にあたり、影山委員長が会議について、議題1の公開、議題2の非公開を確認。 ・会議録の確認者を清水委員に決定。

- ・担当事項の調査審議のみ毛塚臨時委員と田口臨時委員の参加を確認。

2 審議

(1)『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の取組状況について【公開】

(影山委員長)

議題(1)の『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の取組状況についてに入ってまいりたいと思います。

教育委員会では平成29年3月にいじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書を取りまとめまして、再発防止の取組を進めているところだと聞いております。【資料1】の諮問書にありますとおり、今回再発防止策として学校の取組、教育委員会の取組に係る令和2年度の取組状況につきまして、このいじめ問題専門委員会に意見が求められています。令和2年度の取組状況につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料2】に基づき説明

【資料3】及び【資料4】を参考に添付

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆様、それぞれ専門的な立場から、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(西村副委員長)

A3の右側のいじめ再発防止に関わるところで、児童支援生徒指導専任教諭への研修というのが毎月されていますが、具体的な研修の指導は、指導主事とかいろいろあると思うのですが、具体的にどんなことをされているのか教えていただけたらと思います。

(事務局)

区によってやり方は様々ですが、多く行われているのはいじめ防止横浜メソッドを使った研修であったり、それぞれいじめ事案が挙がってきますので、それに対してどのような対応をしたのかも含めて議論がなされる所を研修と捉えています。

また、そこに対して指導主事であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、または区の教育相談員であったり、または様々な関係機関の方であったり、それぞれの立場から助言をいただいております。

(西村副委員長)

はい、ありがとうございました。

(影山委員長)

はい、そのほかいかがでしょうか。では、今に関連して質問いたしますが、校長先生の研修もであったり、今の専任教諭への研修もであったり、教育委員会としてはいろいろな研修を企画しておられるようなのですが、例えば専任教諭の皆様方が自分の学校に戻って、そこでより多くの教員の皆様方に、今度は聞いてきたことを伝えるとか、研修をするとか、学校ごとの研修というのはどのよ

うになっておられますでしょうか。

(事務局)

まず、この研修を受けたら必ず各学校で、その学校の実態に合わせて研修をするようになっていきます。具体のやり方については任されていますが、様々な工夫がされていると思います。

それから校長研修ですが、一昨年はもっと回数が多かったのですが、去年は新型コロナの影響で研修を一回しかできませんでした。それでも、いじめの研修はきちんとやろうということで、指導主事、緊急対応チームが中心になって、各区の校長会で具体的ないじめ防止対策に係る研修をしております。校長は当然ながら、この研修を受けた結果を基に各学校で、実践と研修に生かしています。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございます。そのほか、皆様から御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(清水委員)

3点あります。2点はお伺いしたいのですが、学校いじめ防止対策委員会に、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、カウンセラー、外部の専門家などが参加する、という記載がされているのですが、基本的なところでいじめ防止対策委員会には教員以外の専門職が入るという認識だったのですが、横浜市における「必要に応じて」というのは、具体としてはどのような仕組みになられているか少し教えていただければと思います。

2点目は、子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用推進について、中学校の活用が少ないという先ほどの報告にありましたけれど、それについて現状としてはこうだ、ということはあるかとは思いますが、中学校においてこの実施が進んでいないということに対して、現段階ではどのような考察というか、御検討をされているかを教えていただけたらと思います。

3点目は裏に入るのですけれども、基本的には予算をお執りになられたところでの効果、ということが大きだと思うのですが、別紙1の5ページのいじめ重大事態に関する再発防止策というところで、どの報告書にも児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進というもの、かなり項目としては含まれてきているとは思いますが、学校長の研修、指導主事、スクールソーシャルワーカー等々の活用が進んでいるということは、大変いろいろと御検討されているなというふうには思いますが、その心理や特性を見出す児童生徒理解の促進についての取組が、あまり記載が。昨年度の、ということかと思えますし、今後はそこの部分について、いろいろ施策も取り組まれているところかと思えますが、そこについての取組も含まれると良いと感じております。以上です。

(影山委員長)

はい、最初の2つは質問でございますので、御回答いただけますか。

(事務局)

はい、それでは初めの質問についてですが、学校いじめ防止対策委員会の「必

要に応じて」ということについて、まずスクールカウンセラーに関しては、中学校で週1回1日、小学校で半日程度入っているのですが、基本的に面接が入っていたりするので、学校がこのペースであったらスクールカウンセラーが入ってもらいたい、心理的な局面から助言をいただきたい、というときに調整をしなくてはならないということがあると思います。現実問題として、毎日いる教職員とは違いますので。ですから、毎週いじめ防止対策委員会を実施しているような学校ですと、基本は教職員がしっかりやっていく中で必要に応じて入ってもらうということが起きております。またSSWも基本的には福祉的な支援、いじめ解決に必要なだというときに入る、そういう活用の仕方をしております。

2点目の中学校の実施が進んでいない、というような理解はしておりません。先ほど申し上げたように、9月から2月で比較すると減っているわけではなくて、ある程度同じくらいのところを推移しています。ただ、学校によってそれが十分かと言われると、学校ごとに差があるのは現実だと思っております。やはり学年でしっかりいじめの対策をして、学校全体で見るところまでいっていないというようなケースが、今までの調査の報告でも挙がってきているのも事実です。こういった学校に対して、もっといじめ防止対策委員会を活用していくことについては、毎年研修の中でお伝えしているところです。

横浜プログラムの実施が中学校で少ないというのをどう分析しているかということですが、これは私見にはなるのですが、小学校は担任が全体を見ているというところでやりやすい可能性はあります。要は、1年間を通して担任が全ての授業、先ほどの教科分担任制ということを除けば担任に関わることが多いので、この1年間を通して学級活動をこうしていこう、というのは組みやすいかもしれません。中学校ももちろん学級担任が学活であったり、様々にそれを組み立てていくことができるのですが、より小学校の方がイメージがしやすい、と私見としてあります。ただ、中学校はY-Pのグループワークに対して抵抗感があるという場合もあるというように思いますけれども、そこはやはり学級の取り組ませ方や担任の腕次第というところもあるのですが、そういった活用を最初に抵抗感を感じる職員も、もしかしたら中学校に多いかもしれません。これは私見で、データとしてはとっておりません。以上です。

(影山委員長)

よろしいですか。はい。どうぞ。

(清水委員)

Y-Pの活用の推進については、いろいろ案件に関わらせていただく中で、中学校でも取組、市としても取り組んでいきたいというところかと思えますし、客観的な部分の指標として用いていけると本当にいいのかなと思うのですが、例えば、中学校の年間の予定表に入れ込んでいないと実施が難しいとか、あとはY-Pのプログラムの内容そのものが、中学校の思春期を迎えた生徒たちにとって、より工夫が必要であるならば、そういうことが可能なかということはあるのですが、小学校バージョンとは別に中学校で実施しやすいような。実施した学校が「とてもよかった」というところが、こうやって記載をされている

というところも。もちろん、すでにやられているとは思いますが、実施活用が職員の方が抵抗なく進めていけるように、よりこれを踏まえて来年度進めていかれると良いというふうに、強く思っているところでもありまして、あえてお聞きした次第です。ありがとうございました。

(事務局)

少し補足ですが、Y-Pアセスメントに関しては中学校もかなりとっております。それをどのように生かす、というところについては数値としてとっていて、80.8パーセントです。

(清水委員)

なるほど。アセスメントの方は実施をされているということですね。了解しました。

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。そのほか御意見はございますか。

(片山委員)

感想ですが、A3の紙の表側の左側の1、学校の取組①のところ、「9月から2月の認知件数が前年度より増加し」というところですが、増加した理由として、「積極的に認知に努めた結果と考えられます」とあるんですけども、増加した理由を学校から上がってくる報告書に基づいて検証されたのか、と疑問に思っています。というのは、最近のいじめはSNS系のいじめが多かったり、オンラインゲーム上のいじめがリアルな生活においてのいじめになっていて、学校に行っていなくてもいじめがずっと続いていたり、発生していたりしていると思うのです。なので、休校期間中になかった、ということはちょっと考えられない。むしろ休校期間中のいじめを報告できるような仕組みがなかったから、9月から2月の間に「うわーっ」ときたのではないかということも考えられます。増加した理由について、きちんと検証された方が良いと思いました。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。御意見として検討していただければと思います。では、近藤委員。

(近藤委員)

はい、諮問の趣旨といいますか、取組を進めてきたので、取組状況の御意見を伺います、とあるのですけれども、つまりこの取組状況というところの、このスタンスは何なのか、ということです。これを書いてこうやりました、という、それでおしまいなのかというふうに思います。つまり、意志を発信するわけで、トーンや印象としては非常に穏やかで美しくまとまっていて、そうなの、という感じなのですけれど。発信する以上、もっと開発的というか、積極的というか、そういう趣旨はあるべきです。つまり、横浜市のいじめ防止対策はどっちを向いているのか、ということを中心に主張していくような方向性がないといけない。止まっている状態で、こうやっています、というトーンに見えるのです。

今後、これに自信を得てさらにこうやっていきます、ここを問題として認識

しているのでこうやっていきます、というようなところで、取組状態についての諮問がそこまで求めていないとすれば、今後、どうするかということについて、また諮問があるのかと考えてしまうのですが。だから、そういった取組があれば、こうするっていう方向性がないといけないというふうに思います。例えば今、清水委員から言われたような、中学におけるY-Pの使い方にしても、中学校高校バージョンも全部載っていて、百何十何とおりのワークシートと、それから指導方法も出ているという状態なので、こうやります、こういう方向へ進みます、ぐらいのことは1行くらい載せて良いのかなと思います。

私が関わったところで言うと、4ページのいじめ防止啓発期間スタートイベントのところですけど、子どもたちからも相当の指摘がありました。子どものいじめという捉え方がおかしいです、と。つまり大人の世界にも山ほどあるではないですか、と。ヘイトの問題だとか、コロナの問題だとか。そういったことで大人社会も考えてほしいと。大人自身の問題として捉えるべきだ、という中身もあったのです。同時に、保護者として社会全体で取り組むという言葉で終わってしまうのではなくて、社会として、国民、市民として何をやるかというようなことを打ち出していく、というものが多々、あの中にはあったような気がします。

もっと言うと、保護者さんとして子どものストレスをどう捉えて、どういじめ防止につなげていくのか。例えば、ただ学校と保護者の連携を深めます、ではなくて、保護者自身がどう取り組むか、そういう提案、方向性をここに入れるとは言いませんけれど、そういう前向きな方向に引っ張っていくんだというようなトーン、姿勢が私は必要な気がします。全体に非常におとなしくて良いのかという気がしております。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(辻委員)

2点ありまして、一つ目は①のいじめ防止対策委員会のところですけども、これは毎月1回以上ということで、これまでのいじめの事案で行っていると、先生方が会議をしても形骸化してしまうところが問題になっている事案も多いと思います。実効性のあるいじめの対策としてはここが一番早く現場に近く、先生たちの目で一番早期発見、早期対応できる場所なのではないかと思いました。まずそこに注目をしているという視点です。

例えばものすごく具体的に言うと、ここの委員会に出席した人が一人一言、いじめに対しての必ず意見や感じ方を持っていらっしゃるはずです。はず、という点に至っては、必ず一言何か言うとか、ずっと黙っていらっしゃる方はいないとか、そのくらいの具体に落としていかないと、ずっと黙っている方とかがいるのではないかという、ものすごくリアルなところで考えたのです。そういった学校指導のようなのはあるのでしょうか。あるいはそんな意見とかはあるのでしょうか。というのが一点、意見も踏まえて。

(影山委員長)

では事務局から。

(事務局)

まず、学校いじめ防止対策委員会で、実際にどんなことが行われるかということは、先ほども下の方に書かれていましたが、緊急対応チームや学校担当の指導主事が率先して入って様子を見たり、またはその記録を校長に確認をしたり、そういうことをしてきています。学校指導となると、そういう面になると思います。その中で、指導するまでもなく各学校が、例えば、発達障害のある子に関わるいじめがあるのではないか、という視点で意見をもらったり、または外国につながる子、外国籍の子に関わるいじめではないか、という視点で見ていただく。

私が見たいじめ防止対策委員会は、いじめと発言していましたが、そうでない学校もあるかもしれません。本当に差はあるのではないかと思います。決まりではないですが、やはり現場で見て、真近で見ている先生が意見を言えないのはまずいだろうなというのは、実際に見て思った次第です。

(事務局)

学校のいじめ防止対策委員会は、まず前提として校長のリーダーシップということ掲げております。まさにそのリーダーシップが発揮されるように、各区の校長研修で、今年度はいじめの積極的認知ということで、あなたが当事者です、専任に任せておけば良いということではない、そういう原点を確認していきます。校長と専任職の2人のキーパーソンが組織の中で十分機能するようという支援を教育委員会の中で進めております。

そういう中でそれぞれ学校の状況に応じて、定期的、あるいは臨時、随時という形で積極的に認知していこうという職員の風土を高めながら、誰が発言するかということについては特段の決まりはございませんけれども、当然、当事者意識が高い集団においては、多くの職員が積極的に発言するという状況が生まれていますし、その中で事実を確認し、対応方針を協議し、そして役割分担を決めるといった完結性をもって、会議が行われていると思っております。

(辻委員)

ありがとうございました。もう一点ですが、視点は同じですが、裏の4ページの③で、児童アンケートをとられた、というところですけど、近藤委員がおっしゃったことと通ずるのですが、こういったアンケートを通して太枠で82パーセントがほかの先生も関わってくれるので安心して過ごしている、で「そう思う」というところですが、この2割弱の「そう思わない」とされている児童の方のフォローというか、ここに入っている子たちが、いじめに遭っている可能性が高いと思われます。だから、アンケートを取ったら必ずフォローがいると思います。取りっぱなしは良くないと思います。この中に叫んでいる子がいるので。

例えば、ここに入っている子をヒアリングするとか、何かそういった実効性のあることがあったら良いと思います。いかがでしょうか。この2割の子たちへの注目というところがあまりないのか、あるのでしょうか。

(事務局)

この一部教科分担制については、教育委員会として進めている施策の一つで、

当課がこれを全部まとめているのではなくて、アンケートも様々な角度で捉えているものの中から、これを抜粋させていただいているものです。

すみません、今、具体的に全てを示すことはできないのですが、その中から特に教科分担制に効果が見られている部分だけを抜き出したものです。

(辻委員)

はい、了解しました。

(影山委員長)

よろしいですか、では芳川委員。

(芳川委員)

近藤委員がおっしゃられたように、さらに何を追加したらいいのだろうと考えたのですが、例えば、①学校いじめ防止対策委員会の開催状況というところで、校数が書いてあると思うのですが、全ての小学校若しくは中学校のうち、何パーセントが実施されているのか。最近大学も厳しいものですから、常に100パーセントのようなものを結構求められています。そこも実は一つのラインなんじゃないかなという気がしています。

つまり1回も開催されていないようなところを私たちの事案の中でやったりとかしますので、必ず開催するように、のように形だけではないという感じもあるのですが、パーセンテージを出すだけでも、また少し違うようになっていくのかなと思います。提案です。以上です。

(影山委員長)

これは、月1回すら開いていない学校もあるのですか。399というのは100パーセントの数字だと思ったのですが。

(事務局)

100パーセントです。

(影山委員長)

月1回すら開いてないところはさすがにもうないですか。

(事務局)

ありません。

(影山委員長)

この専門委員会の中で、同じような報告を昨年度もいただいて、我々が調査したケースの中では、既存のもともと学校の中にあった組織をこのいじめ防止対策委員会というふうに衣替えをしていました。しかし、事実上、ほとんど機能しておらず、名ばかりの防止対策委員会で、まともに機能していないところがありました、と我々の調査した具体的なケースの中にありました。

そういうことがないように、ここに関してははっきり機能した防止対策委員会にしてもらいたいんだということを、昨年度、我々は専門委員会から御意見申し上げたと記憶しています。

そういう意味で、ここで月1回最低でも開いています、というような単に形ばかり、先ほども御意見が出たように、発言しない人が多数であるような委員会ではないですね、ということは再度委員会として、しっかり検証してもらいたい、ということをお願いしたいと思います。

近藤委員、何かございますか。

(近藤委員)

関連ですが、この防止対策委員会は、まさに学校推進の中核です。中学校で考えると、学年会が事実的にはよく動いている機関で、そこで学年主任が「どうしよう」みたいな感じで、それがセンス良く捉えられたり、ぼーっとしていたりするとずれてしまう。ここをしっかりとやっているところもある。そういう習わしの中で、これが定着していくということが非常に重要です。

この問題に関しては、運営の全市的な成果と課題というような分析をできる状況にあると私は思います。例えば事務所の指導主事が入っているとすれば、その指導主事の評価を蓄積していったらどうか、こういう話題でこういう、どちらかというところと深みが足りない、こういう問題が指摘できた、というところを、集積していくような動きをして、そこに組織的に動ききれない問題点がここにある、というような。ですので、そういったこと、材料を基にしながら、「校長先生、リーダーシップはこういうことでしょうか」ということとか、専任の研修だとか、そういった中でそれを活用する。

この問題に関して成果と課題ということのデータを基に、きちんと言えらるる状態を、自分としては作るべきなんだろうと思います。ここまでやってきている流れの中では、そろそろそんな時期だろうと思った次第です。何らかの形で参考にさせていただければ有り難いです。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。はい、山田委員。

(山田委員)

3ページ目の内容で、読み取りにくかったので教えていただきたいのですが、「2年度は、全小・中・義務教育学校を担当する中学校ブロック内の」と書いてありますが、中学校ブロック内の学校というのが全小・中・義務教育学校を担当するのか、対象じゃないのか、ここが何を書いているのか分からなかったことと、主語がないので、これはスクールソーシャルワーカーがということなのか、それとも課題解決支援チームがなのかが分からなかったところと、2年度は移行し、ということなのですが、ここだけの情報だとどのように変わったのかが分からないので、その点を、紙面の都合もあると思うのですが、教えていただきたいと思いました。

(事務局)

スクールソーシャルワーカーが、という主語で読みますと、スクールソーシャルワーカーが担当する中学校ブロック内の学校、という感じで読んでいただければと思います。1人のスクールソーシャルワーカーが3中学校ブロック、3つの中学校と10校くらいの小学校があるというふうに御理解いただければと思いますが、そこを定期的に巡回しています。ですから、ひと月に大体一日ちょっと、というイメージです。

令和元年の時はまだ巡回型は試行段階でした。多くは派遣型です。要請を受けてから入ります。そこから移行したと読んでいただければと思います。

(山田委員)

中学校ブロックというブロックの中に、中学校だけじゃなくて小・中・義務教育学校が入っていて、そのブロック内の全ての学校を1人のSSWの方が担当しているから巡回しているというイメージですか。

(事務局)

はい。

(山田委員)

あともう一つ、先ほど辻先生のおっしゃっていた4ページ目のアンケートですけれども、ほかのところは調査したのだけれど、中から使えそうなどという、非常に言い方が悪いのですが、都合の良さそうなものを持ってきてしまったというのですけれど、その言い方はあまり良くないという気がしました。

というのは、85校の学校の結果を取りまとめている結果だと思うのですが、各学校の結果というのにもばらつきがあるだろうし、学校の中の学年によっても結果は違うはずなのに、これらをまとめて一つの集計結果にしてしまうと、本当に正確な情報なのかと。もちろん全体としてこの結果というのは間違いのないと思うのですが、学校によってはもっと90パーセントとか100パーセントに近いポジティブな回答がある学校と、6割ぐらいしかない学校という、ばらつきもあると思います。そういうものが、この情報からだと消されてしまっているの、果たしてこういう情報を報告書に載せるのが適切なのかどうなのかというのは、もう少し慎重に考えたほうが良いと思います。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(渥美委員)

今の御質問にも関係するのですけれど、確かに少し結果がきれいすぎたと、きちんと突っ込んでいない感じはしています。でも、これは広く出すので、あんまりいろいろ書いてあると何なのかなという感じもしますし、ここできちんと検討するものというのをできれば別個に、大変かもしれないけれど、あると、もっと深みのある将来的な検討ができると思いました。

(影山委員長)

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(別府委員)

よろしいですか。

(影山委員長)

はい、どうぞ。

(別府委員)

3ページ目の教育委員会事務局の取組で、①ですが、スクールソーシャルワーカーによる支援の中のいじめに関する検討・相談数というところで、多分この4項目の数が多かったので出されたと思うのですが、直接支援する回数や、カンファレンスの回数なのですが、全体では5,567件のいじめが認知されていて、実際にはこの回数と複数回行った場合もカウントされていると思います。件数としては何校に出向いたとかをやっておられるのかということと、保護者の面談の回数が減っているのは新型コロナウイルスの関係だと思うのですが、

その分が電話による回数として増えたという結果なのかのあたりを伺いたいです。

あと2点あるのですけれど、巡回型にして3中学校で10小学校に一日ちょっとぐらいしか行けないということと、4ページ目の一番最後の配置拡充ということで、約10名ずつぐらい年度ごとに増えているのですが、今後はどのくらい増やす、どのくらいまでを目標にされているのか、今回の報告書とは離れるかもしれないのですが、伺えればと思います。

(事務局)

1点目の何校かというのは、すみません、データが今ありません。それから新型コロナの影響というのは多分にあると思いますけれど、この減っているということについては分析できておりません。

それから最後の、SSWの今後、ということなのですが、5年計画でここまでできています。これは5年前にこの61人体制までということをお示しして、予算を要求してきました。これから次の段階に入ると考えています。もちろん先ほども申し上げたように、月に1回程度で、これは少ないのではないかという議論はありますので、これから次のステップに行けるかと思っています。

(別府委員)

よろしいですか。

(影山委員長)

はい、どうぞ。

(別府委員)

1点目の件で、そうしたら保護者との面談回数が減っているにも関わらず、右側の学校担当主事とSSWの支援例の中で、「児童と保護者に寄り添った面談を重ねることで再発防止に努める学校」、というような表現になっています。面談だけではなく電話や、さらに今の御時世なのか、メールとかLINEとか、保護者は電話を嫌がるのか、そういう傾向があるかどうか、ということが分からなかったです。

支援例の中での、面談を重ねているという表現と、こちらの数の部分の整合性がとれていないと感じたので、電話が中心になっているのであれば、文章としては見直したほうが良いのではないかと思います。以上です。

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

(近藤委員)

1点だけ確認したいのですが、先ほど「スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、外部専門家等を必要に応じて」ということは、横浜市のいじめ防止基本方針の11ページの「2 学校の組織づくり」に、「外部専門家の参加を求めることもできる」と、できる規定になっています。これ受けているのだと思うのですけれど、法律には、「専門的な知識を有するものその他の関係者で構成されるいじめ防止対策組織を置くものとする」と書いてあります、教員プラス。できる規定と、置くものとする、ということと少しずれているのですが、これは文部科学省か何か、できる規定で良いですというような、そういうガ

イドラインや施行細則があるのでしょうか。それを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

必要に応じて参加を求めるので、メンバーとして入っています。置くものとするというのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、いじめ防止対策委員会のメンバーとして、やはり時間に、日にちによって参加できませんので、また学校が要請して参加をする。だから常設という意味合いと、参加をする、そういうことがずれているのだらうという認識を、近藤委員の御発言で思いました。

(近藤委員)

基本方針には、必要に応じてできる規定になっています。それは文部科学省の指示、解釈もこれと同じということでもいいのでしょうか。つまり、必要に応じて呼べますという形で。

例えば先ほどの流れからいうと、この校内の委員会を活性化するためには、やはり風通しよく外部が入ることは重要だと思うので、月1回ぐらいは必ずそういう方々が入り、通常のあり方をチェックする、あるいは良い方向性を出していくというような意味合いも、今後、だと思えますけど、この委員会の現状、成果、課題、対策を考えていくときの柱になると思います。

単純に法律と、横浜市の方針のできる規定とは矛盾しないです、と言える根拠は、施行細則や文部科学省のガイドラインにあるのでしょうか。そこを伺いたいのですが、時間かかるようなら今は結構ですけど。

(影山委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

文部科学省から出ております、国の基本方針というのもあります。そこでは、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校におけるいじめ防止対策組織の中で配置するように求めている趣旨では書かれております。

ただし、一部の記述を御紹介しますと、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は自らそのことを児童生徒や保護者に積極的に伝えるようにする」と、そういう記述もあります。

おそらく国としても配置することが望ましいのはもちろんですが、地方公共団体の実情として、いじめ防止対策組織の構成や専門家の活用の仕方を考えていく、という前提に立っているものと考えております。

(影山委員長)

はい、ありがとうございます。1点確認ですが、先ほどの3中学校ブロックで、1人のSSWがいて、巡回をされているわけですね。そこには10校ぐらいの小学校もあるということですけども、例えば13校ぐらいの小中学校の中にあるいじめ防止対策委員会には、そのSSWはメンバーとして席があって、ただ必ずしも月1回の会議に毎回しっかり出られるわけではないけども、メンバーには入っているという趣旨なのか、それともいじめ防止対策委員会のメン

バーというのは多分学校ごとに決めているのだと思いますが、そこに学校外部のSSWとかが必ずしも名前が入っているわけではない、ということなのでしょうか。

(事務局)

学校ごとに任せられている部分ではあるのですが、学校いじめ防止基本方針に関しては、HPに公開されていますのでしっかり見ていきたいと思います。少し書き方には差があるという認識です。

(影山委員長)

はい、分かりました。ほか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(石野委員)

最初に出ていたところに戻ってしまうのですが、少し研修について伺います。まず前提として確認させていただきたいのですが、校長への研修は1回×18区と書いてあるので、基本的には年1回という頻度になるのか、ということと、児童支援・生徒指導専任教諭への研修が毎月実施と書かれているので、例えば年12回、この分野について話すということになるのか、まずこの頻度のところを伺ってよろしいでしょうか。

(事務局)

まず、大前提としては、年2回です。各区で2回ですが、昨年については新型コロナウイルスの影響で1回になりました。

(石野委員)

校長先生の方がそういうことですかね。

(事務局)

はい。

(石野委員)

この専任は。

(事務局)

専任は毎月、専任会というのがあります。

(石野委員)

そこで月一回やっているということで、12回受ける機会があるということですね。

(事務局)

先ほど申し上げたように、研修会を毎回実施しているというわけではないので、そういう場合もあるのですけれども、いじめの案件が基本的に出て、それに対する助言や興味を持った研修というところです。

(石野委員)

ありがとうございます。今までの皆さんの議論にもあったとおり、いじめの防止という観点から見たときに、学校いじめ防止対策委員会というのが一つの核、ハブとなっていて、その中で校長先生がリーダーシップをとって広く意見を集約していじめの認知に努めていく、という形の構造にはなっていて、その時に校長先生とともに核になるのが専任教諭である、というところは全体としての構造として、そういう理解をさせていただいています。

先ほど、専任が聞いた内容については、校内でさらに展開してください、という話が出てきていると。今年度の研修についてはコロナの影響もあってZOOM等を使用しました、という話も出てきているという中で、今まで携わらせていただいた案件などをみると、やはりいじめ防止対策委員会などが形骸化していたり、そういう意味で学校が機能しきれていないことが、やはりいじめが多発しているという感覚がある、ということからすると、そのような形での研修が学校内で縦に展開されていくというところに、どの程度期待感が持てるのかとか。

例えばZOOMなどを使えば、より直接的に、ダイレクトに若手の先生、専任以外の先生も含めてアプローチして、研修機会を設けていけないとか、より建設的な意味での、そういうインターネット等を活用したやり方というのを考えられても良いのではないかと感じましたので、感想として述べさせていただきます。

(影山委員長)

はい、ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

たくさんの御意見をいただいて非常にありがとうございます。本日いただいた皆様の意見を取りまとめさせていただきます。私と西村副委員長で意見書案を作成することといたします。意見書案につきましては各委員に確認したうえで作成し、教育委員会に対して意見具申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<各委員了承>

(影山委員長)

それでは以上で、第一の審議を終了といたします。5分間ほど休憩をとったのちに、次の非公開案件の審議に移ります。5分で終わって、7時10分から開場いたします。よろしく願いいたします。

<5分間休憩>

(2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査について【非公開】

<終了>

<p>資 料</p>	<p>(議題1)</p> <p>資料1 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の実施状況について(諮問)(令和3年5月20日教人児第235号)</p> <p>資料2 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和2年度の実施状況について</p> <p>資料3 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書(平成29年3月31日横浜市教育委員会いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会)</p> <p>資料4 横浜市いじめ防止基本方針(平成25年12月策定(平成29年10月改定)横浜市)</p>
<p>特記事項</p>	